

掛川市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成28年3月30日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月30日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
115	掛川駅梅橋線	駅前4-1 領家字沢向115-6	平成28年3月30日
123	掛川袋井線	細田字一ノ坪2-1 梅橋字梅橋139-1	平成28年3月30日
2288	高御所北本線	高御所字本村1454-20 高御所字前坪351-3	平成28年3月30日